一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
　　木祖村（次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年四月十八日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　木祖村（次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年四月十八日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡阿南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿南町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　阿南町（次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年四月十八日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下高井郡木島平村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年四月十八日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年四月十八日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県東御市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年四月十八日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
　　木曽町（次の図に示す部分に限る。）
　　(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　木曽町（次の図に示す部分に限る。）